

答 申

第 1 審査会の結論

長崎県知事(以下「実施機関」という。)が、令和 5 年 2 月 24 日付 R04-28440-00337 で審査請求人に対して行った公文書不開示決定(公文書不存在)(以下「本件処分」という。)は妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

1 開示請求の内容

審査請求人は、令和 5 年 2 月 9 日付けで、長崎県情報公開条例(平成 13 年長崎県条例第 1 号。以下「条例」という。)第 6 条第 1 項の規定により実施機関に対して、以下の内容について、開示請求(以下「本件開示請求」という。)を行った。

処分庁〇〇第〇〇号で聞き取りをした当時の県担当者に確認を取ったところ、A 氏は、電話はあった。だが、内容は一切覚えていない。約〇年ほど前の特定個人よりの電話は覚えているが。また、B 氏、C 氏は、特定日 a ごろ電話があった。この〇〇号が本当に調査されたか証明できる書類、資料(以下「本件文書」という。))。

2 本件処分の内容

実施機関は、本件開示請求に対し、令和 5 年 2 月 24 日付けで、「長崎県情報公開審査会(特定日 b)前に行った、聴き取りに係る記録を作成していないため。」として本件処分を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求の経緯

審査請求人は、行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)第 2 条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し令和 5 年 3 月 23 日付けで審査請求(以下「本件審査請求」という。)を行った。

第 3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「本件処分を取り消すとの裁決を求める」というものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び反論書において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求書における主張

ア 特定振興局から本件処分を受けた。

イ 振興局は、その理由を、処分庁〇〇〇〇号の調査について、長崎県情報公開審査会前に行った、聴き取りに係る記録を作成していないため、としている。

ウ これは、条例第1条・第3条・第7条(1)イ、長崎県個人情報保護条例第1条・第3条・第10条及び(2)、法律第57号第1条・第5条・第8条・第11条及び二・第13条・第14条の規定に違反しており、違法である。

エ 本件処分により、審査請求人は、本当に処分庁の調査が行われたのか疑問のため、補償交渉に被害を受けている。

オ 以上の点から、本件処分の審査請求を提起した。

(2) 反論書における主張

ア 〇〇第〇〇号の裁決書の処分庁の主張に、今回請求があった期間において、特定作業をした実績がないため、公文書を確認できなかった、とあるが、県の交渉記録簿には特定日 c 測定機器を設置した。特定日 d 工事打合せ簿には、測定機器を設置し測定をしましたのでその結果を報告します、とあり、特定日 e 交渉記録には特定個人宅前に測定機器を設置し記録するつもりです。特定年度測定機器設置及び測定委託に、特定個人宅が示された資料が開示されている。また装置は自動で観測していたので、設置場所は多岐にわたるため、同時に作業員がスイッチをいれたり切ったりしにきてはいない。また、特定作業の時、何カ所も同調させてオン・オフするのは不可能。

イ 処分庁の主張 測定を実施していないため、公文書を確認できなかった。特定日 f しか測定していなかった理由について、記録も無く、当時の担当者や測定業者への聞き取りをおこなったが不明である、となっているが、上記の資料が存在する。〇〇第〇〇号の中に工事全期間と捉えられているし、半年後に処分庁の担当者に直接確認したところ、この調査において担当者は、第〇区担当者A氏のみ聞き取りを行いましたとのことで、そのA氏と直接お会いし話を伺ったところ、電話は半年ほど前に掛かってきたが、内容は一切覚えていないのでお答えできないとのこと、ただし、特定個人より工事の事で、〇年ほど前にかかってきた電話のことは覚えています。掛けられたこと

忘れられましたか？と話されました。また、最近、担当者から確認か何かありましたかと尋ねると、2, 3日前に、特定個人から工事のことで確認がくると思いますと、電話がきました、とのこと。

第〇区B担当者・第〇区C担当者に直接確認したところ、なぜか裁決書確認後の半年後に、調査担当者から確認連絡がありました、とのこと。これは処分庁調査担当者が特定事業所で面談した後です。又別の事にはなりますが、この工事調査において、振興局では、特定日gに損害発生の申し立てを特定個人がおこなったと言っているが、調査報告書には申し立てになっていないのと、また、県の申し立てを訂正する処置を取っていて、当時の担当者、第〇区B担当者からもその様な申し立ては聞いていないと確認をもらっていますが、申し立てを受けて確認した担当者とは、だれであるか不明ではあるが申し立ては、成立するとのこと。

ウ 聞き取りに関する記録を作成していないためとの事だが、審査会を開催するにあたり調査を行ったと言いながら、上記の事をふまえて調査資料が一切無いとは、担当者が思いつきで作成したか、調査そのものをおこなっていないかで、公文書捏造・偽造・改ざんを疑ってもおかしくないと思います。審査会とは、このようないい加減なことなのでしょうか？

エ 弁明書条例解釈に対しても、条例第1条には公文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、県の諸活動を説明する県の責務を全うされるようにし、県政に対する理解と信頼を深め、公正で開かれた県政を一層推進することを目的とする。第3条 実施機関は、この条例の解釈及び運用にあたり請求する権利を十分に尊重するものとする。第7条 いずれかが記録されている場合を除き、当該公文書を開示しなければならない。イ 人の生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報。

この上記の資料類は開示される担当者時々の判断で、あるときは個人情報開示で、だったり、公文書開示でと言われたので特定個人の個人情報であり、長崎県個人情報保護条例にも該当する。

個人情報保護条例の目的は、第1条に書かれている通りで、個人情報の適正な取り扱い・保護であり、個人の権利利益の保護をはかる、県政の適正な運営。第3条は個人情報保護に関して必要な施策を講じる。第4条は個人の権利利益を侵害してはならない。第10条は滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理をしなければならない。(2)個人情報を適正なものに保たなければならない。

これら上記の事に反して、まだ補償契約に至らないのに資料破棄・紛失・作成されていないためなど、最優先にされる法令が資料のないため条例11条2号が勝つとは、法令自体を遵守しているとは甚だ思われたいし、隠ぺい

・捏造・改ざんのための言い訳でしかない。そのように思われる、無いことになっている資料を審査会にて開示したいです。裁決書に書かれていることを、審査庁はどの様に確認し作成されたのでしょうか？説明を求めたい。

以上をもって県が説明責任を全うしているとは思わない。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張は、弁明書及び口頭説明によれば、おおむね次のとおりである。

1 原処分を妥当とした理由

(1) 条例第11条第2項について

本条第2項は、開示請求に対する措置として、開示請求に係る公文書を保有していないとき、開示請求に係る公文書の全部を開示しないとしているものである。

(2) 公文書不開示決定の検討

本件請求については、保有していない公文書の開示請求であったものである。よって、条例第11条第2項の規定に基づいて、令和5年2月24日付けで公文書不開示決定を行ったものであり、原処分は適正であると判断した。

2 審査請求の理由に関する部分に対する意見

審査請求人は審査請求書において、実施機関が「条例第1条・第3条・第7条第1号イの規定に違反しており、違法である旨」を主張している。第1条は条例の目的、第3条は解釈及び運用を定めた条項、第7条第1号イは不開示となる個人情報のうち、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報は不開示情報から除くことを定めた条項であるが、原処分については、前記1のとおり条例第11条第2項に基づき判断しているものであるため、請求人の主張はあたらない。

次に、審査請求人は審査請求書において、実施機関が「長崎県個人情報保護条例第1条・第3条・第10条及び(2)、法律第57号第1条・第5条・第8条・第11条及び二・第13条・第14条の規定に違反しており、違法である」旨を主張されている。本審査請求は公文書開示請求に係るものであり、当該主張は原処分とは関係がない。

3 結論

前記1及び2のとおり、審査請求人の主張は失当であり、原処分は適正である。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分について、条例の趣旨に照らし審査した結果、以下のよう
に判断する。

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、公文書の開示を請求する権利を明らかに
するとともに、公文書の開示及び情報提供等の推進に関し必要な事項を定めるこ
とにより、県の諸活動を説明する県の責務が全うされるようにし、県政に対する
理解と信頼を深め、もって県民参加による公正で開かれた県政を一層推進するこ
とを目的として制定されたものであり、公文書の開示請求にあつては、「原則公
開」の理念のもとに、条例の解釈及び運用に当たらなければならない。

2 条例の規定について

条例第11条第2項では、実施機関は、開示請求に係る公文書の全部を開示し
ないとき（開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る公文書を保有していない
ときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書
面により通知しなければならない旨定めている。

3 本件文書の保有の有無について

(1) 本件文書について

実施機関は、審査請求人が求める本件文書を「長崎県情報公開審査会（特定
日b）前に行った、聴き取りに係る記録」（以下「本件記録」という。）とし
ている。当審査会において実施機関に確認したところ、本件文書の特定に際し
て、審査請求人に対し改めて確認は行っていないものの、公文書開示請求書に
記載された内容及び本件開示請求以前からの審査請求人との経緯を踏まえ、本
件記録が本件文書に当たるものと判断したとのことであつた。

この実施機関の説明に特段不自然、不合理な点は見受けられず、実施機関が
本件記録を本件文書に当たるとしたことについて、審査請求人からの反論は無
い。

(2) 公文書不存在の妥当性について

当審査会において、実施機関に確認したところ、通常、電話による聴き取り
を行った場合、電話口頭記録として作成することになるが、本件記録について
は、聴き取りした相手方の回答が約〇年前のことであり記憶にないということ
のみであつたため電話口頭記録は作成しなかったとの説明であつた。

この実施機関の説明に特段不自然、不合理な点は見受けられない。よって、
実施機関がこれを不開示決定（公文書不存在）とした本件処分は妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、審査請求書において種々主張するが、いずれも当審査会における前記判断を左右するものではない。

5 結論

以上のことから、前記「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 付言

本件処分の理由付記については、もう少し丁寧に具体的な記載に努めていただきたい。

審 査 会 の 審 査 経 過

年 月 日	審 査 経 過
令和5年12月4日	・実施機関から諮問書を受理
令和6年3月25日	・審査会（実施機関聴取及び審査）
令和6年5月14日	・審査会（審査）
令和6年6月25日	・答申

答申に関与した長崎県情報公開審査会委員

氏 名	役 職	備 考
佐 藤 烈	長崎新聞社取締役経営企画室長	
塩 飽 昂 志	弁護士	
久 部 香 名 子	司法書士	
藤 野 美 保	長崎行政監視行政相談センター 行政相談委員	会長職務代理者
横 山 均	長崎県立大学地域創造学部教授	会長